

16稲情第1号
平成16年5月26日

榊原悟志様

稲武町長 太田 雅



公文書非公開決定通知書

平成16年5月12日付けで公開請求のありました公文書については、稲武町情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

公文書の名称又は種類	該当なし
非公開の区分	<input type="checkbox"/> 全部非公開 <input type="checkbox"/> 請求の拒否 <input checked="" type="checkbox"/> 公文書を保有していない
公開しない理由	条例第 条第 号に該当するため
公開が可能となる日	年 月 日以後
担当課	総務課 情報公開担当 (所管事務 住民福祉課) 電話 05368 (2) 2511 内線 13

備考

- 1 公開が可能となる日は、貴方が請求した公文書について、公開しない理由がなくなる日があらかじめ明示できるものについてのみ記載されていますので、その日以後、改めて公開請求をすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定のあったことをした日から起算して60日以内に、実施機関に対し、異議申立てをすることができます。